

令和５年度

神奈川県職員採用選考のお知らせ

（一般事務【救急救命士】）

県民利用施設等において、救急救命に関する専門知識を生かして対応できる人材を確保するため、一般事務（救急救命士）の県職員採用選考を実施します。

|  |
| --- |
| 申込期間　　令和５年６月30日（金）～７月28日（金）（午後５時受信有効）第１次選考受付期限　 令和５年８月30日（水）（午後５時受信有効） |

神奈川県が求める人材像

○　使命感・情熱にあふれ、県民目線に立って職務を遂行する人

○　高い専門性と課題解決力を有する人

○　チャレンジ精神にあふれ、アグレッシブに行動する人

◎選考実施に関して変更等がある場合には、職員採用選考に関する緊急のお知らせ（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/kinkyu_r05.html>）に掲載しますので、適宜、御確認ください。

◎必ず電子申請で申し込んでください。

（電子申請により申込みができない方は、７月24日（月）正午までに神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168〕にお問い合わせください（土日祝日を除く。）。）

１　採用予定人員及び職務の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 採用予定人員 | 職務の内容 |
| ５人程度 | 県民利用施設における県民対応業務、専門知識を活用した施策の企画・立案・実施業務（※）、その他事務一般※　県立特別支援学校における医療的ケアが必要な児童・生徒等への支援業務等を行っていただく場合があります。 |

２　受験資格

|  |
| --- |
| 受験資格 |
| 平成５（1993）年４月２日から平成16（2004）年４月１日までに生まれた人で、受験申込時点で救急救命士の免許を有する人又は令和６（2024）年春季の国家試験で当該免許を取得見込みの人（ただし、採用時点において、免許が取得できないこととなった人は採用されません。） |

◎　受験を希望する外国籍の方は、Ｐ．５「受験を希望する外国籍の方へ」を御覧ください。

◎　次のいずれかに該当する人は、受験できません。

　　・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

　　・神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

　　・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

　　・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

３　選考の方法

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 方法 | 内容 | 配点 | 時間 |
| 第１次選考 | 経験小論文考　　　査 | 記述式　２題必須解答　各800字程度 | 救急救命士としてのスキルや経験等（※）に関する小論文考査（※）職務だけではなく、学業で身につけたスキルや経験等も含みます。 | 100点 | － |
| 第２次選考 | 人　　　物考　　　査 | 個別面接１回 | 人柄、性向等についての考査 | 300点 | １人約30分 |

４　選考の日時、場所及び合格発表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 日時 | 場所 | 合格発表 |
| 第１次選考 | 経験小論文考　　　査 | 受付期限令和５年８月30日（水）午後５時まで（受信有効） | ―（電子申請システムにより提出） | 第１次選考合格者発表10月上旬（予定）合否にかかわらず文書で通知します。 |
| 第２次選考 | 人　　　物考　　　査 | 令和５年10月24日（火）～27日（金）のうちの指定する１日（日時は、第１次選考合格通知に記載します。） | 横浜市内（場所は、第１次選考合格通知に記載します。） | 最終合格者発表11月中旬（予定）合否にかかわらず文書で通知します。 |

（注１）受験番号通知書、経験小論文考査の論文題、答案用紙等の関係書類は、第１次選考の受付期限の２週間前頃に電子申請システムに登録します。登録が完了したらメールでお知らせしますので、電子申請システムにログインしてダウンロードしてください。

（注２）受験番号は受験番号通知書に記載します。

（注３）第１次選考の受付期限までに答案用紙を電子申請システムに登録してください。（受付期限までに正常に受信したものを有効とします。）

（注４) 第１次選考の受付期限までに答案用紙の電子申請システムへの登録がなかった場合は、辞退したものとみなします。（受付期限を過ぎて提出された経験小論文は、一切採点しません。）

（注５）第２次選考当日、受付終了後は、受験できません。ただし、鉄道の不通、遅れによるときは、鉄道機関発行の遅延証明書の提出を条件として受験を認める場合があります。

（注６）第２次選考当日、所定の着席時刻に着席していない場合は、受験できません。

（注７）第２次選考当日、人物考査の参考とするため、性格等について、質問紙法による検査を実施します。

５　合格者の決定方法等

◎　考査種目ごとに合格最低基準がありますので、一種目でも当該基準に達しない場合、不合格となります。

◎　第１次選考合格者は、第１次選考の得点の高い順に決定し、最終合格者は、第１次選考及び第２次選考の合計得点の高い順に決定します。

◎　受験資格がないこと又は申込内容に虚偽があることが判明した場合は、その後の考査を受験できません。最終合格している場合は合格を取り消します。

６　合格発表の方法

　第１次選考及び最終合格の発表は、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

７　選考結果の通知

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 対象者 | 通知内容 | 通知方法 |
| 第１次選考 | 第１次選考の不合格者 | 順位、総合得点、種目別得点及び合格最低基準に満たなかった種目 | 選考結果の「通知書」に掲載します。（電子申請の返信文書または郵送） |
| 最終結果 | 第２次選考受験者 |

８　合格から採用まで

◎　最終合格者に対し、意向確認等を行い、採用者を決定します。なお、受験資格の確認において、受験資格を満たしていることが証明できないと判断された場合は、採用されません。

◎　外国籍の人で就職が制限される在留資格の人は、採用されません。

◎　採用は、原則として令和６年４月１日となります。採用されると、行政職給料表(1)又は学校行政職給料表の職務の級１級相当の主事となります。

　最終合格　　→　　意向確認　　→　　採用内定　　→　　健康診断　　→　　採用

◎　救急救命士免許取得見込みの人については、免許を取得できなかった場合、採用されません。

９　勤務条件

　新規に短期大学又は大学を卒業した人の給与の月額は、次表のとおりです。（令和５年４月１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 採用時 |
| 給与月額 | （短大卒の場合） | 約１８３，０００円 |
| （大卒の場合） | 約１９６，０００円 |

・　採用時の給与の月額については、今後の給与改定等により、上記記載の額から変動する場合があります。

・　この額には、地域手当が含まれています。

・　このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

・　卒業後に学歴又は職歴がある人は、この額に一定の基準で算出された額が加算されます。

　　なお、短大卒業後の職務経験が５年以上の場合の採用時の給与例は次のとおりです（あくまで例であり、職務経験の内容等により金額が異なる場合があります。）。

　　（例１）短大卒業後、民間企業等の正社員としての職務経験が５年の場合 約２２２，０００円

　　（例２）短大卒業後、民間企業等の正社員としての職務経験が10年の場合 約２５０，０００円

・　受動喫煙防止措置として、採用後の就業場所は、敷地内禁煙（一部施設においては、屋外に喫煙場所設置）としています。

10　個人情報の取扱い

本選考の実施に際して収集した個人情報及び採用選考の結果については、人事委員会及び任命権者において、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します（ただし、他の目的での個人情報の使用について、申込者本人の同意があった場合を除きます。）。

受験を希望する外国籍の方へ

　受験を希望する外国籍の方は、次の事項に注意してください。

１　考査問題・考査の方法は、日本国籍の人と同一です。

　　経験小論文考査は日本語による出題で、解答も日本語でしていただきます。

　　また、人物考査における面接はすべて日本語での質問・応答になります。

２　外国籍の人が採用後担当する職務等は次のようなものです。

各任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会等）が定める一部の職務（県民等に対して身体・財産等の権利を制限することとなる職務など）を除いた職務を担当します。

また、県民サービス施設の運営業務や出先機関の内部管理業務に従事する職などでは、課長相当級以上の職にも就任できます。

○　県民等に対して身体・財産等の権利を制限することとなる職務（代表例）

・税の賦課、徴収、滞納処分

・学校法人・宗教法人の設立認可

・訪問販売業務の停止命令

・産業廃棄物処理業の許可、業務停止命令

・高圧ガス製造等の許可、立入検査

・特別養護老人ホーム等の設置認可

・保険医療機関等への立入検査

・児童福祉施設等への入所措置

・食品営業施設の営業停止命令等

・農地転用許可

・貸金業者業務停止命令

・道路法等に基づく許認可

・開発行為許可

　以上の事項を考慮のうえ、受験の申込みをしてください。

　なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168〕までお問い合わせください。

身体の障がいなどにより受験上の配慮を希望する方へ

　・　車イスの使用を必要とする人は、着席場所等について配慮をします。

　・　その他身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とする人は、御相談に応じますので、あらかじめ御連絡ください。

**上記のことを希望する方は、申込期間中に、神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168、FAX(045)210-8803〕まで必ず連絡してください。**

申　込　方　法　等

◎　必ず電子申請で申し込んでください。（電子申請により申込みができない方は、７月24日（月）正午までに神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168〕に御連絡ください（土日祝日を除く。）。）

|  |  |
| --- | --- |
| 申込方法 | １　神奈川県職員採用選考のお知らせ（一般事務）ページから、履歴書ファイル（Excelファイル）をダウンロードし、必要事項を入力してください。ＵＲＬ　<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/jimusaiyou_r5.html>２　同ホームページから、e-kanagawa電子申請システムに接続し、利用者情報を登録してください。その後、登録したIDを利用してe-kanagawa電子申請システムにログインし、１で作成した履歴書・顔写真・受験資格を証明する書類の写しを登録し、受験申込みを行ってください。３　e-kanagawa電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。**申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループまで御連絡ください。**※　詳しくは、神奈川県職員採用ホームページ（電子申請による申込み）を御覧ください。ＵＲＬ　<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/entry.html> |
| 申込期間等 | **令和５年６月30日（金）午前10時から同年７月28日（金）午後５時まで（受信有効）**※　電子申請申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。※　受験申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。※　システム機器の保守点検等により、電子申請申込受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、御注意ください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。 |
| 添付書類 | １　入力済みの履歴書ファイル（神奈川県職員採用選考のお知らせ（一般事務）ページからダウンロードし、必要事項を入力してください。）２　顔写真（申込日前６か月以内に撮影した写真（縦横比４：３、上半身・脱帽・正面向きの本人であることを確認できるもの）を用意してください。）３　受験資格を証明する書類の写し（免許証（取得見込みの人は、救急救命士国家試験の受験資格を有する又は有する見込みを証明する書類）） |
| 受験申込み上の注意 | ・すべて日本語で入力してください。・住所欄には、建物名、部屋番号まで詳しく入力してください。また連絡可能な電話番号を入力してください。 |

|  |
| --- |
| 【問合せ先】神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〒231-8588　横浜市中区日本大通１電話(045)210-2168　FAX(045)210-8803 |